

## 第14回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和3年8月5日(木)午後1時30分より、第14回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

#### (出席委員)

1番 北浦 荘平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	

#### (欠席委員)

8番 中西 秀友	13番 水主 哲寛	14番 山本 晃一郎
----------	-----------	------------

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造	江口 淳司	水谷 修	北村 嘉朗
-------	-------	------	-------

#### (事務局)

澤田 局長	奥田 次長	清水(囑託)	村田(囑託)	岸本(囑託)
-------	-------	--------	--------	--------

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は中西委員、水主委員、山本委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 1 4 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、徳田委員、中林委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、徳田委員、山本委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、認可保育所の園外保育地として、園児による野菜栽培地、園外活動広場、駐車場を整備される計画です。全面的に露地での活用を予定されており、アスファルト等の舗装はされないことから、雨水は従来通り自然浸透となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る 7 月 2 6 日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の炭山 の利用状況につきましては、不作付地で、草刈りがされておりました。少々草が伸びてきておりましたが、管理されておりました。</p> <p>炭山 及び の利用状況につきましては、不作付地ですが、一部は畑にされておりました。トマト、ナス、カボチャ、トウモロコシなどの夏野菜が全般的に作付されておりました。</p>

	以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
中林委員	譲受法人が運営している保育園は何という名前ですか。
局 長	保育園になります。 にある保育園です。
小島委員	利用目的は園外保育地とのことですが、具体的にはどのような施設ですか。
局 長	先ほど申し上げましたとおり、一部に子供たちが作る野菜畑がございます。大部分は子供たちが自由に遊ぶ広場になっており、一部駐車場も設けられます。
中林委員	一部農地として残るということですか。
局 長	いいえ、転用になります。
今村委員	常時使われるんですか。
局 長	園外保育地ということで、園の活動の中で活用されますので、常時ということではないと思われま。
次 長	参考までに、譲受法人は京都市内に3つ、八幡市に1つ保育園を運営しているので、 保育園だけが使うわけではないと思います。
議 長	炭山の担当委員はどなたですか。
北浦委員	私です。どのような活動をされるのかまだ分かりませんが、保育園がやると計画されていることすし、見守っていくしかないかと思ひます。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請

	<p>に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」として手続きを進めてまいります。</p> <p>また、本件は30アールを超える農地転用許可申請案件であるため、農地法第5条第3項の規定に基づき、京都府農業会議へ意見照会を行い、その回答を得て、意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、機構集積でない利用権設定に関するもので、1年間の使用貸借の設定を行うものです。</p> <p>本件につきましては、移住に伴う新規就農として、農地の所有権移転を視野に入れたものとなっており、昨年度から事務局として相談を受け、助言を行ってきております。</p> <p>貸人は、以前から府外に居住しており、借人は、昨年10月から空家となっていた住居に移住されるとともに、地元農家で農業研修を受けられております。</p> <p>つきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>なお、順調に推移すれば、今年度中に農用地利用集積計画、農地中間管理事業の特例適用による所有権移転の手続きを進めたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
局 長	
議 長	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る7月26日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の東笠取 の利用状況につきましては、不作付地で、南側は草刈りがされておりました。しかし、北側は草が伸びている状態で、茶の木やビワの木が生えておりました。</p> <p>東笠取 の利用状況につきましては、畑になっており、北側にはキャベツ、ネギ、インゲンなど、南側にはジャガイモ、タマネギ、トウモロコシ、サツ</p>

	<p>マイモ、キュウリなど、色んな作物が所狭しと作付されていました。</p> <p>東笠取 及び の利用状況につきましては、不作付地で、所々草刈りがされている状況でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
<p>北浦委員</p>	<p>譲受人の住んでいる家は、以前まで所有者のおばあさんが一人で住んでおられました。そのときに、当該農地にカカシを立てたりネットを張ったりといろいろなものを持ち込まれていましたので、草刈り機にネットが巻き付いたりしてなかなか草刈りも難しい土地です。譲受人も一生懸命頑張っているんですが、なかなかうまく行きません。南側は水も溜まって沼地のようになっております。先ほど言ったようにネットとかそういったものも入っていますし、畑にするために本人も頑張っていますが、順調にはいかないところです。</p> <p>私も時折顔を出したり草刈りを手伝ったりしておりますが、あまりうまく進みません。そういった農地を今年いっぱい完璧にできるかと言ったら、とても難しいと思いますので、長い目で見てもらえないでしょうか。不在地主が土地の値上がりのために買って草刈りだけしているような農地とは違って、当該地は譲受人が実際にこの土地に住んでやっているところですので、その辺を考慮していただけたらと思います。</p>
<p>水谷推進委員</p>	<p>元々、中間管理機構が事業として、耕作放棄地や不作付地を一定の整理をした上で貸し借りや所有権移転したりする仕組みはあるんですが、それに対して宇治市は何も制度化しておりませんので、具体的に資金を出す仕組みがありません。</p> <p>特に、こういった空き家付き農地については色んな支援制度があるはずですが、この方は何も使われていないと思います。東笠取は耕作できる人がほとんどいなくなってきており、空き家付き農地にこうやって移住して、入ってきていただくことは、うまく行ったら呼び水にもなって良いことなんです。</p> <p>中間管理機構が荒れている農地の管理を担って、整備して受け手に渡すという仕組みも、本来はやっていくべきことです。農林茶業課で対策を練る必要があります。来年以降にしかできないのであれば来年以降にでもそういった仕組みを制度に乗せていくようにしてもらいたいです。ひとつこれで今後の道がひらければ、こういった制度があるんだと示していけるので、農林茶業課と連携し調整していただきたいです。</p>

議 長	<p>中間管理機構ができた当初は、荒れている農地をきれいして受け手に貸し出すということでしたが、結局状態の良い農地しか借り受けてくれません。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、現所有者は、昭和51年5月21日に時効取得され、農地法を知らずに自動車販売店及び修理工場として使用されてきたもので、顛末書が提出されております。なお、対象土地につきましては、公図上、21番1と21番2の境界区分がないため、地図の3ページの網掛け部分のうち115㎡ということでご理解をお願いいたします。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>所有者は当該地が農地だとなぜ分かったんでしょうか。</p>
局 長	<p>所有者から手続きについて相談がありましたが、なぜ農地だと分かったのかは分かりません。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いた</p>

します。どうもご苦労様でした。

(午後1時55分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_